

令和三年神奈川県議会第三回定例会 文教常任委員会

令和3年12月10日

藤井委員

公明党の藤井です。質問させていただきます。

先行会派の質問もあったんですが、不登校特例校に関して、もう少し私のほうからも伺いたいと思います。最初の質疑にもありました、もう一度、この不登校特例校に対する県教委の評価というのか、捉え方というふうにおっしゃっておられましたけれども、その考え方自体を教えていただけますか。

子ども教育支援課長

不登校の児童・生徒にとって多様な学びの場が整備され、一人一人のニーズに応じた指導、支援が行われることが重要だと考えています。そうした中、県内で公立学校としては初めてである不登校特例校が大和市に設置されることは、多様な学びの場の1つとして他の市町村の取組に大いに参考となる重要なモデルであるというふうに捉えています。

藤井委員

午前中の質疑にもありましたけれども、全国で17校ということでありました。公立学校が8校、それから私立学校が9校ということで、日本全国17校ですから、点在している中で、東京都では7校という形であります。神奈川県も中学、高校の公立ということなんですが、御答弁いただいた中では、大和市がそういう形で手を挙げて、来年の4月から設置していくということなんですけれども、実際に大和市が県内で初めてスタートしてから、県内33市町村においては、どういうふうな形で県教委としては推進するのか、いろいろ考え方はあるかと思いますけれども、どういう方向性でやろうとされているのか。

子ども教育支援課長

市町村の状況も様々でございます。この不登校特例校の取組は、不登校のお子さんの学びの場ということで、それぞれの地域の状況に応じた取組の1つの参考としていただき、子供たちの選択肢が増えるということが重要なことではないかと考えております、この取組の成果について全県に広めていきたいというふうに考えています。

藤井委員

一応、全県に広めるということは、様々な形で情報提供だとか、そういうことも進めていくということだろうと思います。この間、大和市長が定例の記者会見でやったやつが、新聞にも、大和市のホームページにも出ていたんですが、予定生徒数は30人で、1教室6人程度ということで、ちょっと具体的な形で出ておりました。予算が大体4,300万円ということで、これから各市町村に県教委としてもいろんな情報提供をしつつ進めていくということを考えていくと、そういう一方で、財政支援みたいな形も求めてこられるというふうに思うんですが、その辺りも県教委としては考えておられるんでしょうか。

支援部長

基本的に不登校特例校というのは教育課程の弾力的な、柔軟な編成が文部科学大臣のほうから認められるといった、学校教育法施行規則のそういった条文

に基づいてつくっていく学校でございます。全国 17 の不登校特例校は、本当に形態が様々でございまして、今回の大和市の不登校特例校で言いますと、既存の中学校の分教室という形で、市内のはかの施設のところにスペースを設けまして、そこで子供たちの学びの場としてやっていきます。

基本的に、市町村立小中学校のいろいろな設置運営に関しては、小中学校設置義務者である市町村のほうでの予算措置というのが基本となります。県教育委員会としては、その市町村で進める取組の内容にもよりますが、例えばすれども、大和市の小学校、中学校であれば、県費負担教職員の配置といったこともございますので、必要な範囲でまずはそういった取組の必要な支援というか、対応措置を行っていきたいと考えております。

藤井委員

今、支援部長に答弁していただいたみたいに、やっぱり居場所というんですか、そういうところは多ければ多いほうがいいし、各自、各様、様々な環境もあるし、性格もあるし、いろんな問題もあるので、そういった意味でも、先ほど子ども教育支援課長に答弁していただいたとおり、いろんな選択肢を本当に広げてあげていただきたい。インクルーシブ教育もそうですね。いろんな選択肢をもって、子供さんの進路というものを進めていく。いろんな可能性を後押ししてあげるという意味では、随分大事なことだろうと思います。今回、この不登校特例校も、そういった意味では、大和市が尖兵つけた形はあるんですけれども、各市町にあったからそれがどうかというのは、これはまた評価が大変難しいところだと思うんです。その辺で、教育委員会の考え方というのを聞かせていただいたんですけども、実際その中で、いわゆる私立の学校は神奈川県横浜市にあるわけですよね。ですから、そういった意味で、その辺の公私のすみ分けみたいなものも今後出てこようかというふうに思うんですけども、その辺の考え方というのはいかがですか。

支援部長

公私のすみ分けという部分で言えば、今回の大和市立の小中学校は、設置者である大和市に在住のお子さんが、いわゆる義務教育の中で地域の小学校、中学校に通い、そうした中で不登校という状態になる中で、その近隣の市内にあって、今度できる特例校で学びたい、学べるというお子さんがそこに通うことを希望する。一方、私立の不登校特例校においては、広域的な範囲でそこを希望するお子さん、親御さんがいた場合には、そこでの学びが可能になるといった意味で言えば、通常の公立小中学校と私立の小中学校とのすみ分けと、基本的には同じなのかなと。同じ不登校特例校ということで、いろんな支援の在り方ですか、手法については今後情報交換をしたり、意見交換をしたりすると、お互ににとっていいということもあるのかなと考えております。

藤井委員

そういう意味で、県の中でもいろいろ所管している私学振興課が、いつもそことは距離をうまくとって、ふだんから連携をとっていただいているのはよく分かってはいるんですが、引き続き、こういう新たな部分が出てきたので、より一層連携をとって、やっぱりその子供さんがいろんな形で自分の居場所を見つけて、そして伸び伸びと生活を送っていただいて、それでまた、先の将来、

未来というのを自分自身で絵が描けていけるというのが一番大事なことだらう
と思いますので、ぜひ引き続きいろんな形で連携をとっていただきて、よりい
いものを神奈川県としてつくり上げていただきたいということを要望して終わ
ります。